第四　在留高度人材外国人の扶養を受ける配偶者等に関する事項

一　在留高度人材外国人の扶養を受ける配偶者等であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を三年又は一年とする許可を受けるものとする。

二　本邦に在留する外国人であって、高度人材告示第二条の表ニの項の下欄に掲げる活動を行おうとするもの（一に規定する者を除く。）は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、新たな在留資格を特定活動とし、新たな在留期間を三年又は一年とする許可を受けるものとする。

三　一又は二の規定により許可を受ける者は、次のいずれにも該当するものとする。

1　在留高度人材外国人の扶養を受けること。

2　在留状況が良好であること。

第五　在留高度人材外国人の就労する配偶者に関する事項

一　在留高度人材外国人の就労する配偶者であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を三年又は一年とする許可を受けるものとする。

二　本邦に在留する在留高度人材外国人の配偶者であって、本邦の公私の機関との契約に基づいて、次に掲げるいずれかの活動を行おうとするもの（一に規定する者を除き、現に指定されている活動を変更して次に掲げるいずれかの活動を行おうとする者を含む。）は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、新たな在留資格を特定活動とし、新たな在留期間を三年又は一年とし、当該機関を指定する許可を受けるものとする。

1　研究を行う業務に従事する活動

2　本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

3　自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

4　人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（法別表第一の二の表の研究の項、教育の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）

5　興行に係る活動以外の芸能活動で次に掲げるもののいずれかに該当するもの

イ　商品又は事業の宣伝に係る活動

ロ　放送番組（有線放送番組を含む。）又は映画の製作に係る活動

ハ　商業用写真の撮影に係る活動

ニ　商業用のレコード、ビデオテープその他の記録媒体に録音又は録画を行う活動

三　一又は二の規定により許可を受ける者は、次のいずれにも該当するものとする。

1　配偶者である在留高度人材外国人と同居すること。

2　従事しようとする活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。

3　在留状況が良好であること。

第六　在留高度人材外国人の家事使用人に関する事項

一　在留高度人材外国人の家事使用人であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

二　一の規定により許可を受ける者は、次のいずれにも該当するものとする。

1　次のいずれにも該当する在留高度人材外国人に雇用されること。

イ　当該家事使用人以外に家事使用人を雇用していないこと。

ロ　在留期間更新の申請の時点において、年収が千五百万円以上であること。

ハ　当該家事使用人が高度人材告示第二条の表への項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者である場合は、当該家事使用人が当該活動を指定されて上陸許可又は在留資格変更許可を受けた時における雇用主と同一人であり、在留期間更新の申請の時点において、十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること。

2　当該家事使用人が高度人材告示第二条の表への項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者である場合は、雇用主である在留高度人材外国人の負担において当該在留高度人材外国人と共に本邦から出国（法第二十六条の規定により再入国許可を受けて出国する場合を除く。）することが予定されていること。

3　月額二十万円以上の報酬を受けること。

4　在留状況が良好であること。

三　高度人材告示第二条の表トの項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者であって、当該活動を指定されて上陸許可又は在留資格変更許可を受けた時における雇用主と異なる在留高度人材外国人に雇用されて、高度人材告示第二条の表トの項の下欄に掲げる活動を行おうとするものは、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、新たな在留資格を特定活動とし、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

四　三の規定により許可を受ける者は、次のいずれにも該当するものとする。

1　次のいずれにも該当する在留高度人材外国人に雇用されること。

イ　当該家事使用人以外に家事使用人を雇用していないこと。

ロ　在留資格変更の申請の時点において、年収が千五百万円以上であること。

ハ　在留資格変更の申請の時点において、十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること。

2　当該在留高度人材外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用されること。

3　月額二十万円以上の報酬を受けること。

4　在留状況が良好であること。

五　本邦に在留する外国人（在留高度人材外国人の家事使用人を除く。）であって、高度人材告示第二条の表トの項の下欄に掲げる活動を行おうとするものは、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、新たな在留資格を特定活動とし、新たな在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

六　五の規定により許可を受ける者は、次のいずれにも該当するものとする。

1　次のいずれにも該当する在留高度人材外国人に雇用されること。

イ　当該家事使用人以外に家事使用人を雇用していないこと。

ロ　在留資格変更の申請の時点において、年収が千五百万円以上であること。

ハ　在留資格変更の申請の時点において、十三歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること。

2　当該在留高度人材外国人が使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人として雇用されること。

3　十八歳以上であること。

4　月額二十万円以上の報酬を受けること。

5　在留状況が良好であること。